

Title	1860年代におけるイギリス労働運動と労使関係：1868年の「労働組合総評議会」(Trades Union Congress)の成立を中心として〔5〕：TUCの成立
Sub Title	The British labour movement and industrial relations in 1860's, centering around the establishment of the Trades Union Congress (5) : the establishment of TUC
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.8/9 (1970. 9) ,p.617(1)- 630(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19700901-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1860年代におけるイギリス労働運動

と労使関係——1868年の「労働組合総評議会」(Trades Union Congress)の成立を中心として〔5〕——TUCの成立

飯 田 鼎

- 1) TUC成立の意義
- 2) 小規模なクラフト・ユニオンの動向——ロンドンおよびシェフィールドの煉瓦積工組合を中心として
- 3) TUCの成立とシェフィールドの運動

(1)

1868年、TUCの成立を、イギリス労働運動史上におけるもっとも重要なひとつの契機として把握した場合に、その実現を可能にしたさまざまな要因とその結果としてもたらされたもの、あるいはその後及ぼしたところのものを正しく統一的に理解することが必要である。その成立の要因として、1860年代初頭以来、4大組合を中心とする全国的職能別組合が急速に発展しつつも、それらの諸組合は、その組織、理論および政策においてそれぞれ独自の性格をもち、また必ずしも相互に密接な関連を有するものではなかった⁽¹⁾。もちろん、LTCの成立は、各職能別組合の統一戦線への方向性を指導するにあたって重要な役割を演じたとはいえ、次第に複雑化する内外の政治的・経済的諸問題に対応しえない状態となっていた。こうした状態なかでTUC成立の必然性が生まれてくるのであるが、注目すべきことは、このTUCの成立が、必ずしも、ロンドンに本部をおくところの中央組織LTCの中核をしめる巨大な全国的クラフト・ユニオンとその指導者、すなわちJuntaとこれによって指導された組合が決定的な役割を果たしたのではなく、これとはむしろ逆に、地方的な組合や小規模なクラフト・ユニオンが、その成立の当初には決定的に重要な役割を演じたことである。その証拠として、すでに指摘したように、TUC結成の呼びかけに起ち上ったウッド

注(1) 機械工組合、建築工組合、綿業労働者の組合および炭坑夫組合の組織、理論および政策の諸特徴については、すでにふれたところであるが、合同原則を中心としてこのそれぞれは微妙な差異を示し、またそのために、LTCに対する姿勢においてもさまざまな対応となってあらわれたのである。従ってLTCが、自生的にTUCに発展しえず、イギリスにおけるナショナル・センターの成立は、地方組合を中心とするきわめて強い自然発生性のもとに成立の必然性を与えられたのであった。この点は、JuntaによるG. OdgerやRobert Applegarthとの対立をみても明らかであり、むしろこうした矛盾対立を、労働組合運動の内部にはらみ、さらにこうした対抗関係の激化が支配階級に挑撥の機会を与えるという背景のなかでTUCが成立したという事実こそ重要である。

やニコルソンにしても、マンチェスターの植字工であり、むしろ Junta から排除された George Potter の方が、はるかに強い指導力を発揮したといえることができる。⁽²⁾それは彼が Junta とは対照的に地方の local union の上にきわめて大きな影響を与えていたことと無縁ではありえない。⁽³⁾しかしながら TUC の成立にあたって、これらの小規模な組合がきわめて重要な役割を果たしたのは何故か。この点については従来必ずしも明確に分析されなかったところである。それはたんに、横断的な熟練労働力市場の成立という労働経済論的な視点から問題とされる以上に、労働組合運動内部の諸矛盾の激化、そうした間隙を利用して運動そのものに打ち込まれた楔としての労働組合にたいする議会王立委員会の調査、このような緊迫した事態に対処するものとしてまずとらえられねばならない。そこで、4大組合とは別の意味で大きな矛盾に直面していたその他の組合の組織およびそ

注(2) Junta および LTC が、ウッドおよびニコルソンを中心とするマンチェスターおよびソルフォードの労働組合評議会の TUC 結成への「呼びかけ」にたいして無関心であり、最初無視したことはよく知られている (B. C. Roberts, Trade Union Congress, 1868-1921, 1958, p. 44)。これは Junta と G. Potter との矛盾の展開過程を追求してきたわれわれには全く納得のいく説明であるが、わが国の研究では、この点が必ずしも明確にとらえられていない。たとえば、山中篤太郎「イギリス労働運動小史—労働運動の理解のために」昭和38年70-71頁。

(3) Junta の TUC 成立にたいする冷淡と無関心とは逆に、地方のクラフト・ユニオンやその協議会がいかに熱烈な関心をよせたかは、最初の TUC 大会に代表者をおくった組合をみれば明らかであろう。試みにその代表的なものをあげてみよう(引用は、W.J. Davis, The British Trades Union Congress, History and Recollections, 1910, p. 2による)。

- A.W. Bailey.....Preston Amalgamated Trades Councils.
- A. Ridge.....Ironfounders' Society.
- C. Hutchinson.....West Gordon.
- J. Wild.....Yorkshire Glass Bottlemakers.
- G. Clare.....United Trades Association of Dublin.
- Townley.....Manchester Dressers and Dyers' Society.
- Blackburn.....Yorkshire Glass Bottlemakers.
- Kane.....Association of Malleable Ironworkers, Gateshead.
- Blatchley.....London Press Society.
- Ellison.....Bolton Trades Council.
- Garstang.....Bakers' Society, Manchester and Salford.
- Gorton.....Eccles Painters' Society.
- T. Roberts.....Liverpool Bricklayers' Society.
- J. Bromelow.....Liverpool Bricklayers' Society.
- F. Bowker.....Salford Amalgamated Joiners (Vice-chairman).
- J. Aspton.....Warrington Trades Council.
- G. Potter.....London.
- Barker.....Letterpress Printers.
- P. Shorrocks.....Manchester and Salford Trades Council.
- W. H. Wood.....} Manchester Trades Council.
- S. C. Nicholson.....}
- A. Wood.....Birmingham Trades Council.
- Alexander MacDonald.....Manchester.
- C. D. Dowhurst.....Bradford Trades Council.
- J. Wilde.....Botherham.
- T. Davies.....Bolton.
- Ord.....Liverpool.
- J. Wilkinson.....Birmingham.
- W. Dronfield.....Sheffield.

の政策について考察し、これによって TUC 成立のための重要な要因を明らかにするとともに、1871年の労働組合法成立の必然性を明らかにしたい。

(2)

歴史的な TUC の成立が、イギリス労働組合運動の本拠としてのロンドンにおいて、LTC を指導的な組織として展開されたものではなかったこと、それとは逆にマンチェスターやシェフィールドのような北部およびミッドランドの重要工業諸都市を基盤としていたこと、従って、その担い手となった中心的勢力は、当時、全国的職業別組合として圧倒的な勢力を誇っていた4大組合とこれに君臨していたジャンタではなく、彼らによって、ともすれば無視されようとした地方的な組合を先頭としていたことは、重要な諸特徴として銘記されなければならない。そこでこれらの諸組合について考察することが必要となる。

すでに知られているように、TUC の成立に参加した組合のなかできわめて目立った現象は、地域的な点からみれば、ランカシア、ヨークシアの北部諸州およびミッドランドすなわちスタフォードシアを中心とする諸州が中心であり、ロンドンの占める地位はきわめて低く、⁽⁴⁾職种的には、石工、煉瓦積工、ガラス工などの建築関係の労働者の組合が多いことであろう。当時、ロンドン煉瓦積工組合 (Operative Bricklayers Society of London) は Junta のひとりエドウィン・クールソン (Edwin Coulson) によって指導されていたが、この全国的職業別組合もまた、各地方支部をもっていた。そこで本部組合と支部組合とをその組織および政策から観察するならば、きわめて興味ある対比を見出すことができる。この組合は、1866年当時、会員5,700人を擁し、アイルランドを除くイギリス全土に96の支部をもつところの大組合であり、一方その財政基金は3,200ポンドに達し、主として職業上の目的 (trade purpose) や共済手当および遍歴手当 (burial and travelling relief) に充当されていたといわれる。⁽⁵⁾その基金の支出状況にかんして、どれだけが組合員の失業救済に充てられ、他のどれだけが労働争議に消費されたかについては、遍歴手当に使われる額はきわめて少く、ストライキのために消費された金額は、年間300ポンドであったとすれば、その組合基金にたいする割合は、10パーセント弱ということになる。この煉瓦積工のストライキ基金の比率が、当時の労働組合の一般的基金における割合と比較して、どのような評価をうけるべきかは必ずしも明確ではないが、ストライキ自体が、中央本部のきびしい統制の下におかれたことは疑いえない。⁽⁷⁾そしてともすれば、

注(4) TUC の創立大会には、George Potter がロンドンを代表して出席しているが、しかし彼は、Junta とは対抗関係にあり、ロンドンの勢力を正当に代表していたとは考えられない。

(5) Royal Commission on Labour and Trade Unionism, First Report, pp. 55-56, 1396-1408.

(6) Ibid., p. 56, 1417.

(7) Ibid., 1418.

指導者はストライキを調停により解決するという安易な方法をとるのが常であったが、しかしその場合でも、労働者の堅い団結と持久力が、労働者に有利な結果をもたらしたのであって、バースレム (Burslem)、ニューキャッスル (Newcastle) およびロングタウン (Longtown) の労働時間および賃金率にかんする規則 (rules with reference to the hours of working and the rate of wages) をめぐる争議は、26ないし27週間も持続することによって、労働者に有利な解決をみたのであった⁽⁸⁾。この場合、労働者の主張が、賃金生存費説によって裏づけられていることは重要であり、雇主の利潤にたいする請求権の問題⁽¹⁰⁾とならんで、賃金の地域的一般拘束力を提起していることもまた興味深いものがある⁽¹¹⁾。

賃金およびその他の労働条件については、Juntaにもっとも近く、熟練労働者のなかでも、まさしく特権的な職長の地位にあり、しかも労働組合運動の研究者としても名高いジョージ・ハウエル (George Howell) が証言しているが、その当時の組合政策に共通な特徴をあげているのはまことに示唆的である。すなわち、非組合員の雇用問題、出来高払制を中心とする賃金問題と時間外労働をはじめとする労働時間の問題であって、組合政策は、まさにこれらの問題を中心に展開していたといっても過言ではない。ストライキはたんに賃金問題にかんしてのみならず、実に労働時間の短縮要求もまた大規模なストライキの原因となりえたのであって、1859年のストライキはその典型的なものであろう。しかし何といっても時間外労働と出来高払い制は、それらの本質上、どうしても組合の政策と矛盾せざるをえず、これをめぐって、労使間に緊張が激化するのみならず、組合員同士の間にも、あるいはまた組合幹部と一般の組合員との間にはげしい対立的感情がおこるのは実に避けがたかった。それゆえ組合はその弊害を指摘することを忘れなかつたし、そしてこれこそがまた権力に介入する機会を与えるのである。ところでこのような中央本部の政策にたいして、地方支部はどのように対処したのであろうか。

ジョージ・ハウスリー (George Housley) は、シェフィールド煉瓦積工組合のメンバーとして、その組合の実情を忠実に語っているかのようである。それはシェフィールドを中心とする地方組合とはいえず、独立の組合として規約をもち、固有の政策をもって活動が行われていることである。まず組合員の死亡および事故にたいする保障として、死亡者に1362ポンド9シリング6ペンス、事故にたいしては、1448ポンド18シリング2ペンスが支払われ、1866年度の組合収入5964ポンド5シリング2 $\frac{1}{2}$ ペンスのうちの約47パーセント強を占めており、その手厚い共済機能をみる事ができる⁽¹⁴⁾。

注(8) Ibid., pp. 56-57. 1425-1426.

(9) Ibid., 1429-30.

(10) Ibid., 1427.

(11) p. 58, 1431.

(12) Clapham, *An Economic History of Modern Britain*, 1963, p. 448. R.C. on Labour and Trade Unionism, p. 63, 1661.

(13) Ibid., 1680-1687.

(14) Ibid., 1991.

ところでここで疑問に思われるのは、シェフィールドの煉瓦積工組合とロンドンの組合との関係である。一般的に理解される限りでは、ロンドンの組合は本部組合であり、その他の組合は支部を構成するものとして考えられるが、しかし事実はそのような支配と統制の関係よりは、各地方支部のロンドンの組合に対する独立性はかなり強く、それは明らかにその政策にまで反映しているといえよう。シェフィールドの組合の場合は、争議のために支出された額は少く、1866年、わずかに45ポンド17シリングにとどまるが、その結果として、「われわれの組合の目的は、ストライキのためのものであるよりは、組合員に、遍歴や求職のための支払いをうける便宜を供するためのものということになる⁽¹⁵⁾」(Our trade objects are not so much for strikes as to give our member the advantage of receiving daily payment should they be on tramp or seeking work)。もちろん、このような発言には、組合をもって争議団体として規定されることをさげよとする慎重な配慮が働いていたことはいうまでもないが、一般に職能別組合ができるだけストライキを回避する方針であったとすれば、それも理解できよう。

ところで、支部(branch)の数が、96であるとして、アイルランドを除くイギリスに存在している点では、ロンドンの組合を代表していたグールソンの陳述と一致し、その意味では、シェフィールドの組合もロンドンのそれと同じく96の支部のそれぞれを構成することとなる。ただここで注意すべきことは、シェフィールドの組合はさらに下部組織として支部会 (lodge) をもっていたことであり、組合執行部は、これらの lodge からの代表をもって構成されていることである。この lodge は、入職制限やその他の問題についても権限をもっていたことがわかる。だが注目すべきことは、労働力統轄に関して、徒弟の人数制限が若干の支部会においてなされたことはあるが、それはむしろ例外であるという微妙な発言がみられることである。しかしこれは多分に政治的な配慮が加えられていることは明らかで、その証拠として、非組合員にたいする説得を強調していることから明らかである⁽¹⁷⁾。しかしながらもっとも興味深いことは、ストライキにたいするこの組合の態度であろう。そしてここで組織問題がかかわってくるのである。すなわち、執行委員会が、それぞれの支部会から選挙されたメンバーによって構成されるが、しかし150名以下の lodge は、その代表を執行委員会におくることができなるとされていた⁽¹⁹⁾。そして組合規約第50条によれば、彼らの明細簡条に含まれているところの権利、規則、慣習もしくは特権の維持もしくは擁護のためにストライキを行ういかなる支部会も、執行委員会に連絡するならば、ストライキをするに必要な手段 (with the means of carrying on such strike or turn out) を供給されると規定されている⁽²⁰⁾。ところでここにいうところの sche-

注(15) Ibid., 2001.

(16) Ibid., 2006.

(17) Ibid., 2009.

(18) Ibid., 2010-2011.

(19) Ibid., 2026-27.

(20) Ibid., 2029.

dule とは一体何を意味するかについては、それはすべての lodge に共通に適用されるところの細則⁽²¹⁾であり、それ以上のことについてはふれられていないのは、それが争議手段にかかわるところのものであり、組合の機密事項に属するからであると思われる。

かくしてシェフィールド煉瓦積工組合は、シェフィールド支部会 (Sheffield lodge) を執行業務の母胎として活躍し、他の支部に対して支配権を掌握していたのであるが、ストライキについては、ヨーク (York) において時間払い労働 (the hour system) についてストライキが行われたが、シェフィールドにおいては、争議行為を伴うことなく賃金問題の解決をみた⁽²³⁾のべている。この場合、雇主との間に団体交渉の制度が慣行として樹立されていたことを意味し、賃金水準については、執行機関として機能していた Sheffield lodge が、規制していたことは明らかである。しかしこの規制 (regulation) も、各支部会 (lodge) を全面的に拘束するところのものではなく、それぞれの lodge には、付則 (bylaws) とか労働規則 (working rules) とかが、労働者と雇用者との間に作成され、これについては執行部は何ら関知するところがないという点が強調されているのがきわめて印象的である。そこには執行機関と支部会の責任の問題が秘められている。何故ならば、この労働規則ないしは細則⁽²⁴⁾が、執行部によって認められたかどうかを当時の支配者は執拗に追求するの⁽²⁵⁾にたいし、ハウスリーは、それらが組合執行部によって認められたかどうか問題なのではなく、それらが労使双方によって、すなわち各支部会とその組合員を雇用する資本家との間に事実上存在し、双方がこれらを承認することによって、双方の利害になり、一般的な平和に役立つのだとする解決に立っているの⁽²⁶⁾にたいし、権力の側は、これらが、雇主の自由を圧迫するものとなっているという嫌疑をかけ、組合員と非組合員の権利にふれ、いよいよ問題の核心に迫っていくこととなる。

ヴィクトリア型クラフト・ユニオンにとっての重大な関心事は、すでにみたように出来高制および時間外労働の反対であり、さらにこれとならんで戦術上の問題としてはストライキとクローズド・ショップ制の問題であった。これらが労働組合として何故に死活にかかわる問題であったかといえ、市民法上の団結の法理は未だ承認されておらず、労働者の組織が許容されるのは、1844年の共済組合法 (Friendly Society Act) の準用によって、その行為が共済的機能に限定されること⁽²⁶⁾、「労働の自由」を主張する資本家的な法理は、労働者の団結が、個々の労働者の労働力取引の自由と矛盾しないところのものであることを前提としていた。従ってしばしば、労働組合を、1825年の団結禁止法の撤廃以後もなお、取引制限にかかわるコンスピラシー (conspiracy in restraint of trade) として、1825年以前の非合法状態におとし入れようとする試みがなされたのである⁽²⁷⁾。このような状

注(21) Ibid., 2023.

(22) Ibid., 2034, 2038-39.

(23) Ibid., 2041-2043.

(24) Ibid., 2049-51.

(25) Ibid., 2052-55.

(26) Ibid., 2103-2109.

況のもとで、王立委員会は、煉瓦積工の組合にたいし、異常な関心を払ったのである。そしてまさしくその取引制限にかかわるところの問題として、あらわれたのである。

一般的に、組合員と非組合員との関係は、(1)非組合員が無資格者として組合から排除されながらも、不熟練労働者として組合員の下で補助的な労働者として働くことが可能であること。つぎに、(2)雇主との単独の契約によって、無資格な労働者が組合員と同じ仕事を行うこと、さらに、熟練労働者が組合に入らずに、雇主との契約によって、組合員と同じ職場で同じ仕事をする。大体以上の3つの類型にわけられる。(2)および(3)は、争議の場合に、ストライキ破りとして、労働組合の利害と根本的に矛盾するものとなるのみならず、平時においてさえ、組合員の賃金および労働条件の切り下げに利用されることとなる。その結果として、説得行動やピケティングをはじめとして、労働者の団結と利益擁護のための措置がとられることとなるのであるが、1860年代の、労働組合法が法認される前の段階にあっては、団結の法理それ自体が未承認であるため、そうした労働者の行為が、取引制限にもとづくコンスピラシーであるばかりか、他人の身体的自由を剝奪する脅迫行為もしくは暴力行為と同一視されることが少なかったのである。従って組合は、組合員と非組合員の共働関係および仕事の量的規制についても、事実上は強力な権限を発揮してはいるが、形式的には、何らの法的権能を有しなかったのである。ここに大きな問題があった⁽²⁸⁾。また官憲の労働組合に対する警戒心も、この点に集中していたのである。従って、労働組合が、非組合員の雇主との労働契約締結の自由⁽²⁹⁾にたいして、法的には何らの規制措置をなしえないとすれば、組合員は、非組合員を職場から排除しえないことはもちろん、仕事の量についても規制しえなくなる。その結果が、組合員にあたる心理的影響は侮りがたいものがあり、何らかの手段によって組合に不利な影響を与えるこのような非組合員の行為を抑止しなければならない。また組合員の仕事の量的規制については、組合はきわめて微妙な態度⁽²⁹⁾をとり、また出来高払い制についても黙認しなければならなかったことが窺われる⁽³⁰⁾。だとすれば、組合はその権利の擁護のために何をなすべきか。簡単にいえば、労働組合法の制定されるまでは何事をもなしえないということとならざるをえない。ここに自然発生的な形で、ピケティング (picqueting) をはじめとする組合員の利益の防衛のための手段が講ぜられねばならなかった理由がある⁽³¹⁾のである。

以上のように、煉瓦積工組合の場合、労働契約をめぐって、雇主と労働組合との間に、きびしい対立と緊張の関係があったことは明らかであるが、しかしその根底にはいまでも賃金問題、とくに地域間賃金格差ならびに職種別格差の問題が注目されなければならない。各地域的の最低賃率 (minimum rate of wages in different localities) とならんで、賃率は、熟練労働の段階 (grade) によ

注(27) 片岡昇「英国労働法理論史」1956年、有斐閣、86頁。

(28) Ibid., 2063, 2079.

(29) Ibid., 2079.

(30) Ibid., 2088.

(31) Ibid., 2154.

って規定される。すでにしばしば指摘したように、クラフト・ユニオンは、出来高払制および時間外労働に反対の政策をとってきたが、それは、この両者が、クラフト・ユニオンの政策を破壊し、全体として熟練労働者の賃金をおし下げる作用をするからにほかならない。すなわち、出来高払制は、極端な個数賃金制の上に立つ能率刺戟賃金であり、これによって組合員は相互に競争関係におかれ、その結果として標準賃率はおし下げられ、賃金の絶対額の増加のみを願う組合員は勢い時間外労働に駆りたてられることとなる。それは local union の取引力を弱め、地域的な最低賃率をもより低めることによって、不熟練労働力を導入し、クラフト・ユニオン自体の破滅をもたらされることとなる。従って、クラフト・ユニオンとしての煉瓦積工が、その権利を防衛するために、まず第一に、出来高払制および時間外労働に反対⁽³²⁾するとともに、非組合員の就労に対しては絶対に反対しなければならなかった⁽³³⁾のであり、ピケティングがそのための手段としてとられ、争議がますます深刻化する危険性があったのである。その焦点として、一般労働者 (labourer) なるものが注目されなければならない。

一般労働者は、熟練労働者 (craftsman) よりみれば、いわゆる無資格者 (illegal man) であり、craft union に加入することは許されないけれども、それ自体独自の組合を組織⁽³⁴⁾している。そしてこの craftsman と labourer の関係は、煉瓦積工の場合、後者が前者になりうる可能性をもっていた⁽³⁵⁾のであるが、しかしそれは一般的なコースとしてではなく、いわば可能性としての「狭き門」としてであった⁽³⁶⁾。従ってここで注意すべきことは、craftsman と labourer との間には、仕事の上での画然たる⁽³⁷⁾区別 (demarcation) が存在し、⁽³⁸⁾そのためにもこれをめぐって、雇主の政策を中心として労使間の対立と絡み合いながら、労働者の間にはげしい対立がひきおこされることとなる。組合は、いうまでもなく、craftsman の利益を擁護するために断固として闘うのであるが、しかし labourer もまたその組織をもつ。この両者の関係はどうなっているのであろうか。labourer の人数およびその仕事にかんしては雇用者がその権限を握⁽³⁹⁾っているが、しかしこの labourer を craftsman と同一の職種に同じ職場においてつかせた時、しばしばストライキの原因となる。しかしその場合、もし labourer が賢明であるならば、自発的な意志にもとづいてその雇主を去り、組合の未だ存在していない他の場所に移り、煉瓦積工としての修練をつむことができる。そして他日、数年たつて彼がもと居住していた町に帰り、煉瓦積工としての仕事をなすことができるならば、組合員によって反対はうけ⁽⁴⁰⁾ない。こ

注(32) Ibid., 2130-2137.

(33) Ibid., 2150-54.

(34) Ibid., 2177-78.

(35) Ibid., 2179.

(36) Ibid., 2187.

(37) Ibid., 2188.

(38) Ibid., 2176, 2181.

(39) Ibid., 2183.

(40) Ibid., 2190.

こで組合員の反対をうけないということの意味は、labour から craftsman への昇進の途がたとえ狭いとはいえ開かれていることを意味するのである。この点について逆にいえば、煉瓦積工の組合のあるところでは、labourer が煉瓦積工の地位に昇ることは非常に困難であることである⁽⁴¹⁾。しかしこの熟練労働者としての煉瓦積工 (skilled bricklayer) としての資格をうるためには、個人差はあるが、「彼が聡明な人であるならば、4年もしくは5年でそれを習得できるであろう。しかしそうでない者は、10年はおろか12年をも要するであろう⁽⁴²⁾」。しかしながらわれわれに深い感銘を与えるのは、つぎのような告白的な発言にあらわれている「ヴィクトリア労働者像」の典型を象徴するともいべき信条である。

「(ヒューズ氏) どうしてあなたは組合に入ることになったのですか? —それが私にとって利益になると信じたからです。もし私が事故に遭うならば、私の家族は、週12シリングもらうことができるからです。というのは、そうした方が、家族が救貧院に入るよりずっとましだからです。」

「(ロウバック氏) それではあなたは、共済組合 (benefit society) として、それに入ったのですね? —そうです。」

「それが労働組合 (a union) であったからではないのですか? —いやたしかにそうではありません。組合員の3分の2の人々が、労働組合と思って、それに加入したのではないと私は信じます。つまり彼らは、ストライキをするために加入したのではないのです。⁽⁴³⁾」

この発言には、1860年代のイギリス労働者気質の現実性と功利主義、徹底したエゴイズムをみることができ。だが忘れてはならないことは、このような精神は、いわゆる「戦闘的精神」とは一見無縁であるかにみえるだろう。しかし、現実には彼らの生活が、彼らがそれをどのように理解するにせよ、組合の運命にかけられていたとすれば、これを破壊しようとする力にたいしては、たとえそれが強大な国家権力であろうと、あるいは組合に入れ⁽⁴³⁾ない labourer のスト破りの行為であろうと、これを吹きとばすほどのエネルギーとなって発散させずんばやまない運動となったことは想像に難くない。TUCの成立も、そのようなヴィクトリア型労働者の徹底した合理主義と冷静な打算を正しく評価することなしにはその真相を理解しえないであろう。

(3)

一般にTUCの成立は、1860年代におけるイギリスをとり巻く内外のはげしい政治的ならびに社会経済的状況の変化に対応するための労働者階級の組織的対応であるとして考えることができる。だが、その発足にあたっては、当時、イギリス労働運動を代表していたとみられるLTCおよび

注(41) Ibid., 2198.

(42) Ibid., 2236.

(43) Ibid., 2253-2255.

Junta の指導者によって無視されていたということが重要である。しかしそれにもかかわらず、TUC は労働者階級の熱烈な支持をうけて発展し、1871 年以後、かつてあれほど冷淡であった Junta がこれに積極的に参加し、文字通り、労働組合の中央組織として定着させた原因は一体何であったのか。ここには、労資関係における国家権力の役割、労使関係における組合と雇用者のきびしい緊張関係、労働組合運動内部における組織間のエゴイズムの矛盾など、労働問題においてきわめて重要なしかも興味ある問題を、この TUC の成立という歴史的事件ほど赤裸にしかも克明に物語っているものはない。そこでここでは、前 4 回にわたって追求された問題の上に立って、TUC の成立の必然性について明らかにしたいと考える。

TUC の結成を必然化した基本的なモメントが、1850 年代の末の世界恐慌によってきびしい状態に追い込まれたイギリス産業資本の、次第に強大となっていく全国的な職業別組合に対する攻撃のうちにあったことは明らかである。1865 年以後、「労働組合のテロリズム」が叫ばれ、デマゴギーとして流布されたことはこのことを雄弁に物語っている。このようにして、労働組合運動にたいする圧迫が徐々に強化され、支配階級の間には、友愛組合法の準用によって、事実上 (de facto)、合法的な組織として認められていた労働組合を、再び 1825 年以前の状態におし戻そうとする気配が次第に濃厚となるに至った。このような危険な兆候をもっとも敏感に感じ、組織の力をもって対抗することを考え、のちに実質的に TUC 生誕の母胎ともなった「連合王国労働組合同盟」(United Kingdom Alliance of Organized Trades) (UKAOT と略称) の結成をよびかけたのは、シェフィールド (Sheffield) の労働者たちであった。この組織は 1870 年まで存続し、必ずしも十分な成果をあげることができなかったにしても、このような組織が、ロンドンの全国的職能別組合を基盤にして、労働

注(44) B.C. Roberts, *The Trades Union Congress, 1868-1921*, 1958, p. 46.

(45) 従来、TUC の成立という事件が、イギリス労働組合運動のなかで重要な地位をしめていないことは奇妙なことである。これは、Sheffield outrage 事件から 1871 年の労働組合法成立へと単線的に運動を理解する傾向が一般的であることと関連がある。その証拠として、たとえば、G.D.H. Cole は、TUC の成立について、つぎのような簡単な叙述を含むにすぎない。その間、1868年に、マンチェスター労働組合協議会が情勢を考察するため、さらに全国的な労働組合大会を開催していた。この席上、ジャンタの提案を支持する者と、法律の枠外にあって戦闘的な態度を維持する方が労働組合にとってよりよいことであるとする者との間に泥試合的な論争が起った。しかしジャンタの専断的な権力の掌握に従来反対してきた多数の者もこの問題に関してはジャンタに同調し、製鉄工組合書記ジョン・ケインの動議に基づいて合同労働組合会議の政策に対する信任決議が通過した……。1868年のマンチェスターの会合は、一般に労働組合会議の端緒と見做されている。実際はジャンタは依然として超然たる態度を持ち、合同組合はこれに少数の代表を送ったにすぎなかった……。 (邦訳「イギリス労働運動史」(岩波書店) II. 120-1頁)。また、Henry Pelling の「イギリス労働組合運動史」(東洋経済新報社)も TUC の成立についてややくわしくふれてはいるが、TUC をもたらした本源的な力が何であったかについてはふれられていない。やはり Junta と 4 大組合との関連について、TUC が北部の地方的組合を中心にして成立せざるをえなかったその必然性についての分析はきわめて不十分であるといえよう。一言にしていえば、TUC そのものの成立の意義についてあまり重要視されていないところに大きな問題があるといえよう。

(46) Webb, *History*, pp. 256-257. その先蹤は、1857年の機械工、1859年の建築工を打ち破ろうとした document によって代表されるが、60年代ともなると、ヨークシアの炭坑主は、lock-out を頻繁に使用し、1865年頃には、産業全体に拡大されたのである。

(47) Webb, *ibid.*, p. 257.

(48) Webb, *ibid.*, pp. 257-8.

組合の世界に号令していた LTC および Junta を中心とする指導者によって試みられたのではなく、実に一地方都市シェフィールドおよびマンチェスターを中心とする北部の労働組合によって担われた事実こそ重要なのである。何故そうであったのか。

もちろん、Junta によって指導される巨大な全国的職業別組合も、政府および資本家階級からの圧迫を韓々と感じつつあった。その点では、Junta もナショナル・センター結成への努力が全くなかったわけではなく、LTC は次第にそのような役割を果しつつあった⁽⁴⁹⁾。しかしそれにもかかわらず TUC の成立の指導権が、シェフィールドやマンチェスターの地方的な組合組織によって握られていたのは、少くともつぎのような事情によっていると思われる。まず第 1 に、Junta によって指導された 4 大組合は、その強力な労働市場統轄力と安定した財政的基礎をもってすれば、個々の職業別組織によって、資本の力に充分に対抗しえたことであり、ナショナル・センターの要求がそれほど切実ではなかったこと。つぎに、労働組合運動の指導権の問題にかんしては、Junta は G・ポッターと対立関係にあり、ポッターがこの運動に積極的であったところから、ナショナル・センターへの参加にあまり積極的ではなかったこと。そして最後に、これがもっとも重要な要因と思われるが、シェフィールドおよびマンチェスターなどの北部諸都市は輸出工業に強く依存し、とくにシェフィールドは、刃物工業をはじめとする軽金属加工業の中心であり、輸出貿易の不振は、労働者階級の生活にきわめて深刻な影響を及ぼしたところであった点である。以上 3 つの要因のうち、前 2 者についてはすでに何らかの形でふれたところであって⁽⁵⁰⁾、むしろ TUC 成立の決定的なモメントは、最後のシェフィールドを中心とする北部工業地帯とそこでの労働問題が、決定的に重要な意義を担っている。

UKAOT は、その前史をもっていた。1858年の末、地方的な労働組合の最初の永続的な組織として、シェフィールド労働組合協会 (Sheffield Association of Organized Trades) が、地方の印刷工のストライキを支援するために、多くの支部の協同した努力の結果として、結成されたものであり、剃刀鍛冶工チャールズ・バグショウ (Charles Bagshaw) を議長に、レータープレス印刷工のウィリアム・ドロフフィールド (William Dronfield) を書記、そして鋸研ぎ師ウィリアム・ブロードヘッド (William

注(49) この点については、三田学会雑誌第62巻第12号、拙稿〔I〕を参照。

(50) LTC が、1862年の報告書のなかでつぎのように書いているのは、何よりもそのことを物語っている。

諸君

会議の第 2 回の年報を諸君に提示するにあたって、それが出されるに至った状況というものを示して、諸君の注意を喚起したい。すでに諸君も御承知の通り、1859-60年の冬季中に、本来「憎むべきドキュメント」といわれるところのものを打破するために、ロンドンの建築工を援助する目的をもって、代表者会議が毎週開かれました。そのドキュメントは、この国の労働組合を狙ったところの打撃であり、そこで各労働組合は、一般に、これに反対する人々を助けて前進してきました。その結果は、完全な勝利であったのです。この勝利は、主として、シャフツベリ・ホールでの毎週の代表者会議に主として帰せられると思われる。この記念すべき闘争の終結にあたって、緊急の場合に、状況次第によっては、相互に助言や援助する目的をもって、至急に各組合を糾合することができるように一般労働組合委員会 (general trade committee) を設立しなければならないということが感じられたのである。…… (From the "Report of Trades Council of London", 1862). G.D.H. Cole, *Select Document*, p. 489.

(51) この点については、拙稿〔3〕、三田学会雑誌第63巻第3号を参照。

Broadhead) を会計係として、その最初の年末には 25 の団体と 3,982 人のメンバーを擁し、1867 年には会員は約 6,000 人に達したといわれる⁽⁵²⁾。そして 1866 年、やすり工の争議を契機として、この組織が中心となって UKAOT を結成するのであるが、刃物工がこの運動の中核に位置し、シェフィールドの労働組合運動を動かしていたことが注目されなければならない。輸出工業として、海外市場に対する依存度が高く、それだけに景気変動の影響を強く受け、少量多種生産の体制のなかで、古い技術の伝承と手工業的熟練のなかに生きてきた刃物関係の労働者の組合は、まずその職種が複雑であることが特徴的で、地方的な産業であるばかりでなく、零細な小工業中心であったため、組合規模の異なる小さいさまざまなクラフト・ユニオンが地方的な基盤に立って競合していた⁽⁵³⁾。しかも少量多種品目生産であったところから、当然機械化——蒸気機関をはじめとする——をばはみ、そのために生産性は低く、雇主の組合にたいする敵視ははげしく、チープ・レーバーは一層促進されたのであって、このような状況のなかで、争議中ストライキ破りがしばしば導入され、労使関係は緊迫せざるをえなかったのである。しかしそれだけではそれほど大きな問題とはなりえなかった。ストライキ破りの導入と組合員による彼らへの復讐としての「ねずみのいたずら」(“rattening”) は 60 年代にはじまったわけではなく、むしろ日常化していたからである。問題は、1860 年代の後半に至って、全国的職業別組合が労働市場における独占的なコントローラーとしての地位を鞏固に確立し、その影響が、たんに 4 大組合の拠点としての機械、建築、綿紡績および石炭の各産業の労働者のみならず、比較的組織化のおくれた鉄鋼業などにも及んでいたことである⁽⁵⁴⁾。そしてこれと裏腹の関係において、鉄鋼業とその製品を原料とする金属加工業が、奇妙なコントラストをみせて発展しつつあったシェフィールドにおいて、機械化の進展や資本の集中・集積によってもたらされた大工場制度と中小零細企業とのきわ立った対比があらわれ、刃物業のように、零細な金製加工製品の製造にたずさわる労働者は、原料製品部門を独占する大製鉄資本によって従属化させられていた親方のもとで二重の搾取に喘がなければならなかった。いわゆる「シェフィールドの暴行」(“Sheffield Outrage”)⁽⁵⁵⁾とよばれる事件は、このような状況を背景として起こったのであり、それゆえまた、この事件をもって、労働組合を暴力的な組織として取締ろうという国家権力の政策がでてくるのである。

注(52) Sidney Pollard, A History of Labour in Sheffield, 1959, p. 146.

(53) 「シェフィールドの周辺では、大鉄鋼工場がおこり、工場組織が、刃物工業にも浸透しつつあったとはいえ、刃物工業には革命などというものはおこらなかった。1864年に、『大刃物業者』(“large cutlery men”)も、彼らの仕事の一部を外に出してやらせていた(had part of their work done out)。そして、動力を使って、工場に働いていた多くの刃物工は、『彼ら自身の計算においてもしくは他の親方たちのために』働いていたのである。1867年、工場法が刃物業に拡張されたとき、小さな仕事場のなかで動力を用い、職人と 1 人あるいは 2 人の少年を雇った小親方研ぎ師および刃物師の間には、工場所有者を見出すことに非常に困難を感じた」といわれる(Clapham, *ibid.*, p. 99)。なお、R. C. on Outrages, 1867. *evid* Drontfield, 15318-9.

(54) この点にかんしては、G.C. Allen, Industrial Development of Birmingham and the Black Country, 1860-1927 を参照。なお邦文としては、『中小企業問題の国際的研究——イギリス産業高度化過程における小工業・家内工業の研究』(経済成長と中小企業)(春秋社, 1966年)所収が参考になる。

(55) この点については、拙稿「独占形成期における労資関係と労働組合運動(その一)——イギリス鉄鋼業を中心として——」(三川学会雑誌第61巻第10号)を参照。

筆者はすでに、ロンドンおよびシェフィールドの各煉瓦積工の組合の組織、理論および政策を考察することを通じて、4 大組合とは異なる地方的なクラフト・ユニオンの状態を知ることができた。これらの組合は、「合同」主義とは異なった理論の上に立っており、むしろそのような巨大な合同組合に発展しえないところの組織であったという事実こそが、強力なナショナル・センターへの要求を熾烈にしたところの条件であった。そのように職業的利益の追求という点では、煉瓦積工組合もまたきわめて戦闘的であり、排他的であった。煉瓦積工組合に限らず、地方的なクラフト・ユニオンの理論と政策は、大体において、類似的であったといえることができるであろう。だが、シェフィールドの刃物業のクラフト・ユニオンは、地方的な組合ではあったが、きわめて特異な性格をもち、TUC 成立のための重大な契機をつくったものとしてその組合の動向に注目しよう。

蒸気機関の到来は、革命的な変化をもたらさなかった。水力から蒸気力への徐々にたる変化がみられたのみであった。しかしながら、増大する蒸気機関は、産業の集中や大規模生産に有利な状況をつくり出し、補助的部門においては、機械は広はん利用され、刃物工の補助的な労働の苦痛を軽減するのに役立ったのである。たとえば、食卓用ナイフ(tableknife)や支え(bolster)などの退屈な「やすり」の作業は、動力による艶出し機や砥石車の代替によって代られ、鋼鉄のナイフや装飾部分に穴をあけるための弓錐(ゆみぎり)の使用は、近代的な刃物工場からはほとんど姿を消しつつあった⁽⁵⁶⁾。鍛冶工(forger)も手工業部門では機械化によって大きな影響を受け、かくして、シェフィールドの刃物業は、一方において伝統的な手工業的熟練を要する部門と機械化された部門とにわかれるとともに、その両者の複雑な組み合わせを背景として、大企業や中小企業との並存という事態が発生したのである。このようにして製造業(manufacturer)と職工(artisan)との間にこの両者を結ぶ階層として「小親方」‘little mester’を生み出すのであって、シェフィールドにおいては、熟練労働者が、道具や機械を所有しつつ、みずからの計算において商品をつくり出し販売する人々であった。しかもこのような‘little mester’は不景気には増加する傾向があり、しかも彼らは、資本をもたず、みずからの週賃金を確保するために、恐慌時には、価格の下落に耐えることができない。そこで社外工(outworker)の賃下げをすることによってその危機を乗り越えようとするのである。こうした‘little mester’は、労働者に極端な低賃金を強いることによって一般の製造業者に打撃を与えると同時に、他方、労働組合の組織を徹底的に破壊しようとするのであり、そのために、労働組合も製造業者も‘little mester’に反対の態度をとった点では共通していたが、しかもなお雇用者⁽⁶⁰⁾

注(56) この事件については、すでに大抵の研究がとり上げており、その意義を強調しているが、TUC の成立との関連にふれた例は少ない。またこの事件についての研究として、Pollard, Sheffield Outrage が出版されたときに行っているが、まだ入手していない。これについては R.C. Report (minutes of evidence taken before the Examiners appointed to inquire into Trade Outrages at Sheffield) を参照。

(57) G.I.H. Lloyd, The Cutlery Trades, an Historical Essay in the Economics of Small-scale Production, 1913, p. 182.

(58) *Ibid.*, p. 198.

(59) Pollard, *ibid.*, p. 55.

(60) Pollard, *ibid.*, p. 57.

として、労使関係の一方の担い手であり、実にこの 'little mester' と労働組合の間のきびしい対立の関係こそ、シェフィールドにおける労使関係を悪名高からしめたのであり、その結果としておこらざるをえない陰惨な事故の頻発は、国家権力の介入を招く誘因となったのであった。

ところでこの little mester の下での特徴的な苦汗制度は、どのような構造をもっていたのかといえ、機械の導入によって、郊外に建設された工場においては、いまや1人の労働者にたいして1人の徒弟という職業規則はくずれ、small mester たちは、任意の数の少年たちを雇用する。10才以下の少年であることもあるが、婦人労働者もまた、やすり工として雇用される。食卓ナイフ製造工 (table-knife haffer) の場合、多くの社外工が大工場において雇われている。それはつぎのような事情によっている。これらの小親方の社外工 (little mester outworker) は、鍛えられた鉄板をみずから買い入れ、これを研ぎに出し、1人ないし2人の男子もしくは婦人の助手をもって柄をつける。彼らは、その商品の販売については危険を負担せず、これを大製造業者に売る。後者は、安売りされる危険を冒すよりは、むしろ彼らを雇うことを望ましいと考えるようになるのである。だが以上のように、工場制度のなかに完全に包摂されている little mester にたいして、企業にたいして独立の mester は、労働者をひとつのチームに編成し、仕事について会社と契約を結ぶことによって、ボス的な支配を獲得するところの team-master としてのそれである。彼は、労働者を雇い、道具を貸し与え、その他の諸費用を支払い、datal man といわれるチームの構成員にたいしては週賃金を支払う。彼は 36s~40s の純益を得、熟練労働者には 25s を支払い、他は大抵、18s~20s 程度である。このようにして little mester は team-master として熟練労働者を半熟練労働者の地位におしおとすのであって、労働組合員としての労働者の憤懣は、このようにして激成されざるをえない。

このようにして、1838年頃から40年にかけて、rattening は一般的な現象となり、1854年になると、非組合員の鋸研ぎ工が射たれ、火薬による非組合員の爆破や手紙による脅迫が相つぎ、ついに、鋸研ぎ工組合が、1853~66年の重大な暴力行為の責任を負わされ、これを契機として、労働組合による「悪夢」(nightmare) が宣伝され、組合運動は危機に直面したのであった。TUCは、このような状勢のなかで主として、シェフィールドおよびマンチェスターを中心とする労働組合の自然発生的な運動の結果として結成されたのである (未完)。

注(61) Lloyd, *ibid.*, pp. 196-197.

(62) Lloyd, *ibid.*, p. 205.

生産と消費の矛盾 (3)

— 恐慌論研究のために —

井村喜代子

はしがき

序章 <生産と消費の矛盾> にかんする基礎的考察

第1章 <生産と消費の矛盾> と再生産表式論

第1節 『資本論』第2部第3篇の再生産表式分析

(以上1969年12月号)

第2節 「均等的拡大再生産」と「(生産力不変) I部門の不均等的拡大」

第1項 予備的考察——単純再生産——

第2項 拡大再生産の進展を規定する諸条件

第3項 「均等的拡大再生産」

第4項 「(生産力不変) I部門の不均等的拡大」の構造

(以上1970年1月号)

第5項 「(生産力不変) I部門の不均等的拡大」とその終焉の基本的把え方

——第2節の総括——

第3節 固定資本の填補・蓄積部分の転態と「(生産力不変) I部門の不均等的拡大」(以上本月号)

第4節 有機的構成の高度化と「(生産力不変) I部門の不均等的拡大」

第5節 新生産部門の形成と「(生産力不変) I部門の不均等的拡大」

補節 生産(建設)期間の長期性と商業資本の自立化の作用

(以上10月号予定)

第2章 諸資本間の競争と投資行動

(1969年5月号, 6月号)

第3章 信用と拡大再生産

第4章 <生産と消費の矛盾> の展開 ——産業循環過程の分析——

第2節 「均等的拡大再生産」と「(生産力不変) I部門の不均等的拡大」(つづき)

第5項 「(生産力不変) I部門の不均等的拡大」とその終焉の基本的把え方

——第2節の総括——

(1) 第2節では、『資本論』第2部第3篇における拡大再生産表式分析が未解決のまま残した問題として、つぎの点を明らかにした。

まず、拡大再生産において、あらゆる部門の生産が消費と「照応」関係をたもち、あらゆる部門